

令和3年度第10回

南国市農業委員会議事録

令和4年1月7日(金)

令和3年度10回農業委員会議事録

日 時 令和4年1月7日（金） 午後3時～午後3時45分

場 所 南国市役所 4階 大会議室

議案（許認可）

- （1） 農地法第3条の規定による許可申請の件
- （2） 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請の件
- （3） 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件
- （4） 農地法第5条の規定による許可申請の件
- （5） 南国市農用地利用集積計画の件

議案外（報告）

- （1） 農地法第3条の3の規定による届け出の件
- （2） 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- （3） 使用貸借の合意解約通知の件
- （4） 非農地証明願いの件
- （5） 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

出席者（農業委員 17名）

会長 武市 憲雄	第一副会長 高芝 澄生	第二副会長 中村 和雅	
2 番 池 正人	3 番 田岡 崇	4 番 山本 桂	5 番 今井 まち
6 番 北村 一弘	10 番 武市 忠雄	11 番 末政 隆一	12 番 平田 修三
13 番 濱田 好典	14 番 鈴木 郁馬	16 番 垣内 育男	17 番 松岡 清
18 番 森尾 晴代			

欠席者（農業委員 2名）

15 番 濱田 章孝 19 番 植野 永子

出席者（農地利用最適化推進委員 12名）

1 番 西本 良平	3 番 門田 俊一	4 番 笥 和幸	5 番 金田 善充
6 番 門田 理博	10 番 北原 章吾	11 番 山北 泰司	12 番 杉本 和繁
13 番 武内 俊曉	14 番 浜田 勉	16 番 橋詰 昌明	17 番 井上 丈夫

欠席者（農地利用最適化推進委員 5名）

2 番 岩原 英幸 7 番 利岡 邦彦 8 番 西岡 祐三 9 番 山本 修平
15 番 岡田 廣志

出席職員

事務局長 弘田 明平	次長兼係長 藤田 佳子
主 事 穂積 孝昌	

議事録署名委員

5 番 今井 まち 6 番 北村 一弘

会長	それでは、総会に入る前に本日の欠席届が出ていますので報告をいたします。19番の植野委員さん、推進委員では2番の岩原委員さん、7番の利岡委員さん、8番の西岡委員さん、9番の山本委員さんが連絡を受けております。本日の会の署名人ですが、5番の今井委員さん、6番の北村委員さんよろしくお願いいたします。それで、今月の現地確認ですが、1月21日金曜、1時に事務所に集合をお願いいたします。農業委員では、18番の森尾委員さん、2番の池委員さん、推進委員では北原委員さん、かまいませんかね？ほんならよろしくお願いいたします。本日の議案につきましては、農地法第3条の規定による許可申請の件、農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請の件、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件、農地法第5条の規定による許可申請の件、南国市農用地利用集積計画の件になっております。他、議案外で一件ありますのでまた後で報告いたします。その他につきましては、一件は昨年行っていただきました農地パトロールの報告をやってその後、本年度の農作業受委託料金の件について農林課から説明があります。次に危機管理課からと税務課の方から協議を願いたいということになっておりますので、スムーズな会ができますようよろしくお願いいたします。それでは早速ですが、議案第1号、農地法第3条権利移動許可申請について、下記のとおり受理しましたので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいか審議を願います。令和4年1月7日、南国市農業委員会会長、武市 憲雄、申請受理件数6件、申請受理面積、田 2633.00 m²、畑 2,353.00 m²、計 4,986.00 m²になっております。なお、差し替えがございますが、差し替え後の面積となっておりますので、また事務局の方から説明を行いたいと思います。事務局説明をお願いいたします。
藤田次長	はい。議案第1号農地法第3条権利移動許可申請について説明いたします。議案書の方は、本日67号と68号について取下げが出ておりますので、差し替え分としてお配りしておりますので、そちらの方をご覧ください。61号から66号までになります。よろしくお願いいたします。

それでは、受付番号61号です。申請地は、前浜の畑、3筆で計 1,492 m²、贈与による所有権移転で、社会福祉法人が取得するというものです。法人は、原則農地所有適格法人以外は農地の取得ができません。しかし、教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的とした法人で、業務の運営に必要な場合に限って例外的に取得が認められています。譲受人である法人は、通常の事業所に雇用されることが困難である障害者の方が、生産活動等を通じて訓練を行う事業所で、この例外的に取得が認められる法人に該当すると思われます。また、この場合は、農作業従事要件及び下限面積要件は適用されません。譲受人からの申請事由書によると、現在、南国市と高知市で施設利用者の生産活動として、野菜、果樹、栗などを作っていますが、大部分が借地のため、安定して農業経営ができるように農地を取得し、また利用者の工賃増加のためにも規模拡大したいとのこと。取得後は、文旦などの果樹を植えるとのことなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。61号については以上です。

受付番号62号と63号は譲受人が同じためまとめて説明します。譲受人は74歳。申請地は、十市の畑で、62号が697 m²、63号が2筆で計164 m²、売買による所有権移転で、自作地の隣を取得するものです。譲受人の経営農地は、山林化したところを除きすべて耕作されています。譲受人は、花きを中心に農業経営をしているため、トラクター等の大型機械は所有していません。農作業歴は40年で、農作業には本人と子が従事しています。譲受人の経営面積は、5,000 m²を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は、エンドウなどの野菜を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。62号と63号は以上です。

受付番号64号です。譲受人は93歳。申請地は、金地の田、1,543 m²、売買による所有権移転で、自作地の隣を取得するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業には子と孫夫婦が従事しています。譲受人の経営面積は、5,000 m²を超えていることから、下限面積要

会長	件を満たしています。取得後は、これまで同様に水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。64号は以上です。 受付番号65号と66号は譲受人が同じためまとめて説明します。譲受人は44歳。申請地は、物部の田で65号が638㎡、66号が452㎡、贈与と売買による所有権移転で、経営面積を拡張するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作されています。譲受人は、トラクターなど所有しており、農作業歴は12年です。農作業には本人が従事しています。譲受人の経営面積は5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は、水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。以上6件について審議よろしく言お願いいたします。 はい。それでは、事務局より説明がございました。これについて、ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第3条第1項の規定により、許可してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい、そのように取り扱いをいたします。次に議案第2号と第3号は関連の案件です。事務局より説明を頂きたいと思えます。農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請を下記のとおり受理しましたので、意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和4年1月7日、南国市農業委員会会長武市憲雄、申請受理件数1件、申請受理面積、田1,260㎡、畑0㎡、計1,260㎡、続いて議案第3号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請を下記のとおり受理しましたので、意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和4年1月7日、申請受理件数1件、申請受理面積、田168㎡、畑0、計168㎡事務局説明をお願いいたします。 穂積主事 会長の方からも説明がありましたが、議案第2号と第3号は関連する案件ですので
-----------	--

会長	まとめて説明を行います。議案書は第2号は7ページ、第3号は9ページ、位置図については別紙2ページとなりますのでご覧ください。申請地は岡豊町小蓮の田で、第2号は集合住宅、第3号はフットサル場等の集合住宅の一部として、第4回定例総会にて許可相当と判断し、高知県が令和3年9月21日付で許可を出しています。位置図でいうと、第2号が赤枠の部分、第3号が青枠の部分です。また、第8回定例総会では、第2号赤枠の北の方にある筆、位置図でいうと黄色の農地の部分の追加申請があり、集合住宅の一部として許可相当と判断しています。許可相当と判断した総会の資料を別紙3～5ページに載せてありますのでご一読ください。 第8回定例総会で審議しました追加申請分の意見書を高知県に送達したのち、本案件について高知県と協議があり、すでに許可を出している議案第2号と第3号の部分については一体地として見た場合面積が増加しているため、計画変更申請が必要であるとの指摘があったため、今回の申請に至りました。議案第2号、議案第3号、追加申請分が別々で許可となっているため、3つを一体地として許可する計画です。ただ、転用許可を出している構造物や配置等の土地利用計画に一切変わりはありません。次に当日配布資料1ページをご覧ください。これまでも何度かご覧になられたことがあるかと思いますが、計画変更申請の場合こちらに送る意見書の下の方にある許可後の計画変更承認基準からみた意見の4～6項目目を委員会の方で審議して意見を決定する必要があります。こちらについて問題がないかご審議のほどよろしく願います。 はい。事務局より説明がございました。これについて、ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) 先ほど事務局より説明がありましたが農地法第4条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見書、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見書の中で認められるか、られないかという項目がありますが、認められる方で構いません
-----------	---

	か？ (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) 他にございませんか？はい、それではそのように取り扱いをいたします。次に、議案第4号。まず初めに議案書の差し替えがありますので事務局より説明を。
穂積主事	議案第4号の農地法第5条権利移動許可申請についてなんですけども、取下げが一件ありましたので差し替えをお願いします。受付番号51号が取下げになっておりますので、差し替えで配布させてもらっているものに変更の方をお願いします。
会長	それでは、議案第4号に入ります。農地法第5条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付けて、高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和4年1月7日、農業委員会会長武市憲雄、申請受理件数3件、申請受理面積田380.02㎡、畑24.00㎡、計404.02㎡。事務局説明をお願いいたします。
穂積主事	議案第4号を説明します。まず受付番号48号です。議案書は差し替えの方をご覧ください。別紙位置図は6ページをお願いします。申請地は比江の畑、12㎡。所有権の移転により墓地を建立する計画です。譲渡人は過去にも申請地周辺農地を墓地に転用しており、今回も申請人双方で話がまとまったため申請に至ったとのことです。農地区分はいずれの要件にも該当しない、その他の農地で第2種農地に区分されるため立地基準を満たします。続きまして、別紙7ページをお願いします。墓地の設置図面となっております。墓地を一基建立する計画です。整地計画については現状地番のまま整地のみ行い、進入については、南側の通路から進入します。雨水については全面自然浸透です。周辺4m以内に農地はなく。その他農地についても日照・通風等の影響はないものと判断しております。他法令については、墓地埋葬法の許可申請中であると確認しております。48号は以上です。 続きまして受付番号49号です。別紙位置図は8ページをお願いします。先ほどの48号同様、比江の畑、12㎡。所有権の移転により墓地を建立する計画です。場所

会長	は48号の隣の農地となっております。申請理由については49号と同様で、譲渡人の方が墓地としての転用を続けており、今回も双方で話がまとまったため申請に至ったとのことです。設置図面については別紙9ページです。こちらについては墓地一基と納骨堂を建立する計画です。整地計画については現状地番のまま整地のみ行い、進入は、南側の通路の方から進入します。雨水については全面自然浸透です。周辺4m以内に農地はなく。その他農地についても日照・通風等の問題はないものと判断しております。他法令については、墓地埋葬法の申請手続き中です。49号は以上です。 次に50号です。別紙位置図は10ページです。申請地は南国市領石の登記田、現況畑の2,573㎡の内380.02㎡、使用貸借権を設定し分家住宅を建てるものです。申請理由は住所地にて借家住まいをしている借人の住居が手狭であることと、近くに住む親族の相互扶助のためです。農地区分は南国インターチェンジから概ね300m以内にある農地で第3種農地に該当すると判断しており、立地基準を満たすものと考えております。土地利用計画図については別紙位置図11ページをお願いします。自己用住宅、駐車場等を設置します。整地計画は約40センチほど盛土、地盤改良を行い、コンクリート、碎石、土で整地を行います。進入については北側市道から進入します。排水計画については、雨水は北側にある道路側溝に排水、汚水は浄化槽を経由し、雨水同様北側道路側溝に放流します。排水に伴う排水同意、占用許可については担当課に申請中で、地元の土木委員からも排水に問題ない旨の意見を得ております。周辺農地の状況についてですが、周辺農地は全て申請人所有のものであり、その他農地にも悪影響なしと判断しております。他法令については、開発許可見込みがあることを担当課に確認しています。本件は以上です。以上で議案第4号の説明を終わります。 はい、この件についてご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか？
-----------	--

	(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取り扱いをいたします。続きまして議案第3号、南国市農用地利用集積計画について下記のとおり申出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、この計画で差し支えないか協議を願います。令和4年1月7日、南国市農業委員会会長、武市 憲雄。事務局の説明の前に、受付番号265号、私の案件でございますので退席するので、副会長の高芝副会長にバトンタッチし進行をお願いします。 (会長退席)
高芝副会長	それでは受付番号265号と266号について事務局説明をお願いします。
藤田次長	はい、議案書の16ページになります。265号と266号を説明します。借人は、75歳。申請地は、大桶の田で、5年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は、265号は10aあたり米30kg相当の金額を、また、266号は10aあたり10,000円を口座振込するというものです。以上、審議よろしく願いいたします。
高芝副会長	それでは事務局より説明がありましたが、この案件についてご意見ご質問はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでしたら承認してかまいませんか？ (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) そのように取り扱いをいたします。 (会長入室)
会長	それでは事務局残りの説明を。
藤田次長	はい。13ページです。ここからは農地中間管理事業のため、当日配付資料もご覧ください。 256号です。資料は当日配布資料は4ページになります。申請地は、比江の田

で、5年の賃借権を設定するというものです。賃料は10aあたり5,000円を口座振込するものです。

257号と258号は関連する案件ですので、まとめて説明します。資料は5ページです。申請地は、立田の田で、10年の賃借権を設定するというものです。賃料は257号と258号をまとめて15,000円を口座振込するというものです。

259号です。資料は6ページです。申請地は、片山の田で、5年の賃借権を更新するというものです。賃料は、10aあたり10,000円を口座振込するというものです。

260号です。資料は7ページです。申請地は田村の田で、5年の賃借権を更新するというものです。賃料は、総額17,500円を口座振込するというものです。以上が農地中間管理事業です。

次に15ページの261号です。申請地は植田の田で、5筆で計4,533㎡、農地売買等事業による所有権移転で、農業公社から担い手に売り渡しされるものです。譲受人は農地所有適格法人で、取得後は施設野菜のトマトを作るということです。対価については議案書のとおりです。

次に16ページの262号です。借人は、農地所有適格法人です。申請地は、西山の田で、5年の賃借権を設定してソルゴーを作るというものです。賃料は、10aあたり20,000円を口座振込するというものです。

263号です。借人は一般法人で、農地を適切に利用していない場合は契約を解除するという条件をつけて農地を借ります。申請地は篠原の田で、3年の賃借権を設定して水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米30kgを物納するというものです。

264号です。借人は49歳。申請地は、植田の田で、3年の賃借権を設定してニラを作るというものです。賃料は2筆で50,000円を現金で支払うというものです。

267号です。先に議案書の訂正をお願いします。267号の右端の賃料の欄ですが、10aあたり米60kgになっていますが、正しくは30kgになります。10aあ

	たり米60kgを米30kgに訂正をお願いします。267号です。借人は51歳。申請地は、稲生の田で5年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米30kg相当の金額を口座振込するというものです。 268号です。借人は61歳。申請地は、国分の田で、5年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米30kgを物納するというものです。 269号です。借人は55歳。申請地は、里改田の田で、3年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は、米30kgを物納するというものです。 次に270号と271号は借人が同じためまとめて説明します。借人は法人のため、農地所有適格法人の要件を確認したところ、主たる事業が農業であり、また、株主、役員なども農業従事者が過半を超えているため、農地所有適格法人の要件をすべて満たしていました。耕作計画書によると、貸人はこれまで個人経営をしていましたが、6次産業化を目指し、農業生産から加工・販売までを行うため、今後は法人経営をしていくとのこと。申請地は、立田、金地、上野田の田で、20年の使用賃借権を設定して水稻、野菜、果樹などを作るというものです。 272号です。借人は78歳。申請地は、物部の田で、3年の使用賃借権を設定して野菜を作るというものです。 次の273号と274号は借人が同じためまとめて説明します。借人は85歳。申請地は、前浜の畑で、5年の使用賃借権を設定してニラを作るというものです。 275号です。借人は、46歳。申請地は、上末松の田で、10年の使用賃借権を設定して水稻を作るというものです。以上、256号から275号まで、審議よろしくお願いいたします。
武市会長	はい。事務局より説明がございました。ご質問ご意見ございませんか。
浜田推進委員	263号、右の端の解除条件付貸借というのはどういうこと。
武市会長	事務局。

藤田次長	はい。一般法人の場合は要件として、農地を適切に利用していない場合は契約を解除します、という契約条項を設けて農地を借りるようになります。
浜田推進委員	もういっぺん言って。
藤田次長	一般法人の場合、農地を適切に利用していない、きちんと耕作をされていないという場合契約を解除しますよ、ということが契約に謳われています。
武市会長	条件がある。
藤田次長	そういう条件を付けて農地を借りることになります。
浜田推進委員	はいはい。それなら満点よ。
武市会長	他にございませんか。ないようでしたら承認してもよろしいでしょうか？ （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり）
穂積主事	はい、そのように取り扱いをいたします。それ以外は、議案外でちょっと報告がありますので事務局報告をお願いします。
	はい。議案外について私の方から2点報告があります。まず1点目が報告の第5号については差し替えがございますのでそちらの方をご覧ください。報告の第5号、5条の届出です。31ページ、32ページです。もう一点目が、28ページにあります非農地証明の報告についてになります。こちらのですね、受付番号40号の案件については、現在農振の除外手続き中となっております。県の方から1月中旬に除外が完了される旨を確認しておりますので、非農地証明書の発行については、その除外が完了されてからと考えております。以上です。
武市会長	事務局より説明がありましたが、そのように取り扱ってようございますかね？ （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり）
	はい、以上で審議が終わりました。

（午後3時45分閉会）

	その他事項 ○農地パトロール報告会 ○税務課からの協議事項 ○農作業受委託料金の件について ○危機管理課より
--	---

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

平成4年6月8日

会 長

武市 義徳

議事録署名委員

今井 孝

議事録署名委員

北村 一弘